

昭和43年 4 月

No. 65 号

発行部数 2,200

毎月 15日発行



あに

編集と発行 秋田県阿仁町役場総務課
印刷所 秋田県阿仁町阿仁合印刷所

◇町の動態◇

人口 9,548

男4,483 女,5065

世帯 1,961

(昭和43年3月現在)
住民登録人口



うれしい一年生

新しいランドセルにピカピカの帽子。よろこびにふくらむ胸に真っ白いハンカチをつけて。ことしの新入生は全部で 172名。先生のおはなしに仲良く元気な声でこたえていました。
(4月2日 阿仁合小学校で)

春の話題

「念仏講」

荒瀬部落の「念仏講」。

それは年と共にほろびゆくふるさとの風俗行事のなかで、今日なおつづけられ、昔の面影をしのばせる伝統の行事である。

その昔、部落をおそった飢餓、悪病から身を守ろうと神に救いを求める信仰にはじまった行事といわれるが、その起源は明らかにされていない。

百八つからなるといわれる大きな木製のじゆずを、中央の祭壇の前で 経文をとこなえながら、老婆のたたくカネに合わせて、ぐるぐると三十三回まわす。

祭壇には御神酒とごひいが二本と、いちよりの実ほどの小さな団子がいっぱいにあげられ、この団子を食べると病気がかゝらないと信じられている。祈りがすむと、二本のごひいは 部落の両はすれに張られ、疫病よけにされるという。

文化が進み悪病が追放されてしまった今日ではこうした行事も昔と姿を変え、今は部落での寄り合いの場として、親睦の行事と変わりつゝあり、若い子供連れの奥さんの姿も見られる。

弘化二年四月吉日と彫りこまれゆがみかゝつた真ちゆうのカネ。その黒くさびたカネのせんにつが、雪溶けの荒瀬部落に春を告げるのである。

★

☆



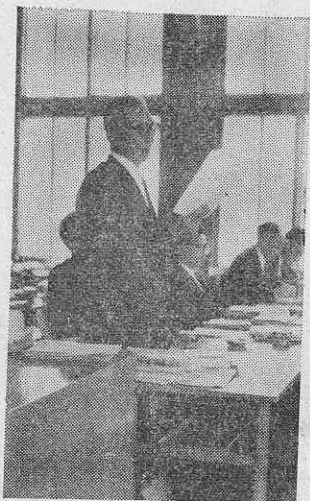
ことしの
重点施策

教育施設と林構

43年度の方針決る

三月定例議会

昭和四十三年度の方針を決める三月定例議会は、三月十三日から二十二日まで、会期十日間にわたって開かれ、総額二億四千二百三十三万三千円の予算を審議、町長の施政方針とあわせ原案通り可決しました。



施政方針を説明する町長

予算編成の基本方針

昭和四十三年度予算編成時における地方財政の見とらしは、国の財政硬直化打開策と、総計予算主義採用に伴う影響力が考慮され、必ずしも好転出来ない状況でありました。しかし、町の膨大な財政需要をなるべく多く充足するため、交付税においては国の延び率をそのまま計上しなければ、まかなうことが出来ないという財政事情のもとで、予算の編成を行ないました。年々人件費、公債償還費等の義務的経費の増高が著しい関係から、投資的建設工事には思うように経費の計

上が出来ない状況であったが、物件費等消費的経費の節減をはかつて、近年悪化の傾向をたどっている町財政構造の建てなおしをはかり、健全財政の確立を期しました。

事業は継続優先 物件費は極力節減

建設事業の選択にあたっては、継続事業を優先として、次に国、県との関係にある義務的な計画事業を採りあげ、その他、地域住民の要望を出来る限り充たすよう配慮の上、建設事業に対する一般財源の充当率の引き上げを行ないました。

物件費の節減については物価上昇に伴う自然増を含んだ額で前年度同額を原則として計上し、特に交際費賄費においては昨年度より減額計上しました。

さらに、人件費関係においては、義務的に自然増は止むを得ないので、職員の適正配置を前提に、臨事筆耕の賃金はいつさい計上しない方針で、臨時職員の増加要因を排除することに努め、経費の効率化をはかりました。

統合中学は本年度完工

一、教育施設

①第二中学校

第三期工事

第二中学校の統合校舎は昭和四十一年度から三ヶ年継続事業として着工してきましたが、本年度において第三期工事屋体建築を完成十月には全工事竣工の予定であります。

建設面積 五三四平方メートル
工事費 千三百七十万円
併せて、屋外運動場用地確保をはかり、統合中学校の施設整備を完了したい計画であります。

②通学施策

統合に伴い遠距離よりの

誘致工場・離農へき地対策は追加補正で当初予算は国の総計主義に順じて、原則的には通年予算としての考え方で編成したのであります。

しかし誘致工場の建設、離農、辺地解消対策等の県議会の議決を必要とする関係については、県の指示に基づき、当初予算に計上を差し控えたものは、今後県との財源調整を計った上、補正予算に計上する考えであります。

以下主な施策の概要を報告いたします。

④阿仁合中 校庭拡張

阿仁合中学校校庭拡張のため、畑八アール（八畝）を買収の予定。
四十一年、四十二年の二ヶ年にわたり、学校前の田地買収交渉をすゝめてきましたが、所有者の了解を得ることが出来なかつたので、とりあえず、畑地を取得するつもりであります。

スキー場

ロープ塔

二、保健体育施設

阿仁町スキー場にロープ塔を建設し、あわせて必要な用地を買収し、スキー場の整備をすることにしました。

また、阿仁合定時制につ

(三面上段につづく)

三、林業構造改善事業

継続事業である林業構造改善事業として、本年は次の事業を中心とする。

①林道開設

本年度は馬見長根線(幸屋渡)、元屋布線(萱草)板木沢(小様)の三線について林道開設工事を行なう

②入合林野の整備

湯口内、伏影、打当、中村、笑内の各地域所有の林

五、農業構造改善事業

①戸島内の区画整理

戸島内において、田地の区画整理千五百四十アール(十五町四反)を、四十四年度より実施するよう計画立案する。

②町営放牧事業計画

高津森(鍵の滝)地域に町営放牧場を設置するため本年度は用地買収と設計委託事業を行なう。

具体的には、草地改良と牧野整備事業を四十四年度から実施するもので、これにより、将来は町営放牧場として、夏期一八〇日間の肉牛放牧が予定されている
用地改良 一七〇ha
機械造成 四〇ha
自然草地 二〇ha

野の近代化、高度化をはかる。

四、十二ノ沢林道延長

本年より三ヶ年計画で、阿仁町吉田部落より、上小阿仁村五反沢に至る十二ノ沢林道の延長工事を、県単事業にて行なう。

③肉用牛の導入助成

肉用牛の普及をはかるため、本年度五〇頭の導入助成を行なう。

六、縫製工場の誘致

誘致が決定している「しのはら縫製工場」については、すでに幹部要員は現地で研修中で、従業員も決定していますが、具体的には県の指示があり次第着工し(五月上旬)六月中旬には操業の見とおしとなつています。

町としては四月にこのための予算化をはかる予定で工場敷地は長野町の営林署舎宅前の町有地となつています。

七、土木事業

①町道の整備

町村道の整備は、例年通り実施しますが、本年は新設される自動車取得税の配分を財源として、更にその整備をはかつていく。

②国道の実施予定

イ、湯口内の測溝改良
ロ、荒瀬の舗装
ハ、繋沢の延長

③国道実施計画の交渉

国道事業として次の各事業を実施するよう、関係機

関に積極的に交渉する。

(イ)下新町三両橋弘巾

(ロ)長野町、上新町の舗装

(ハ)上新町、畑町間道路の直線化

八、民生関係

①消防ポンプ購入

消防力の増強をはかるために、消防ポンプ(小型)四台を購入する予定です。

②上水道の準備調査

阿仁合市街地域に、上水道を設置することを目標に

本年はその準備調査を行なう。

③病院の対策

病院の運営会計は政府の指示により、昨年度より準企業方式となりましたが、経営は予期のような成果をあげることが出来なく、かなりの赤字を計上しなければならぬ結果となつたが今年度病院当局の要請をいれ内容を充実して積極的にこの赤字解消の方策を採りました。

次の通りその充実をはかります。

(イ)内科に医師一名増員

(ロ)歯科医師が不在のためその充足

(ハ)患者輸送車、胃カメラ

麻酔機械の購求

九、財源の確立

町財政の確立は、町税の納入率向上にあることは、当然のことですが町民各位の町税に対するご理解のもとに、徴収率向上の対策として次の通り実施する。

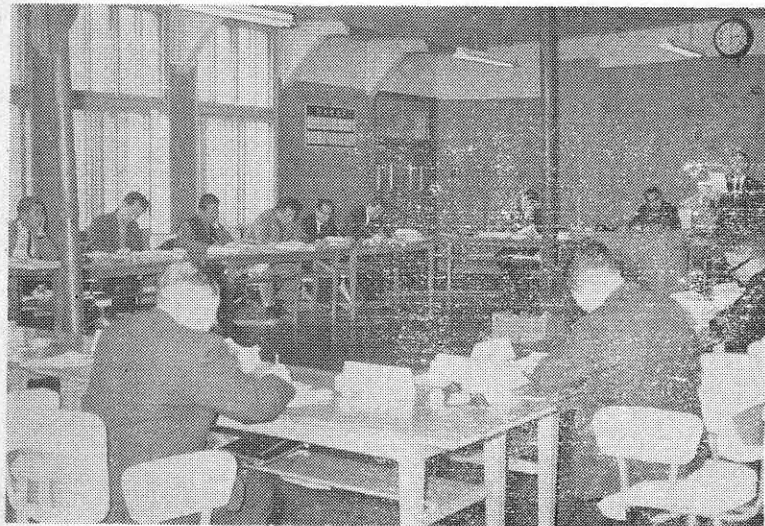
(イ)客体の適正な把握による適正な課税の実施

(ロ)計画納税を奨励するため納税組合の設立と育成

☆四十三年度の組合数の目標を八〇%とする。

☆四十三年年度の町税の徴収目標を九八%とする。

以上、本年度の主要施策を述べましたがこれが遂行にあたり、議会をはじめ町民各位のよりいっそうのご支援を心からお願ひする次第です。



43年度の方針について審議する定例議会

本年度の建設事業一覧

| 種別 | 予算額 | 種別 | 予算額 |
|----------|--------|----------|--------|
| 防犯灯施設 | 70 | 病院線用地費 | 150 |
| へき地振興 | 1,150 | 荒瀬川線用地費 | 120 |
| 対策事業 | | 県営事業負担金 | 2,152 |
| 林業構造改善事業 | 4,519 | 露茂中央橋改良 | 1,000 |
| 林構林道開設事業 | 15,873 | 消防ポンプ購入 | 1,800 |
| 備前の又林道 | 640 | 第二中学校 | 13,700 |
| 用地費 | | 屋体建設 | |
| 上小阿仁連絡林道 | 3,580 | 第二中校地取得 | 1,167 |
| 負担金 | | 阿仁合中 | 500 |
| ブルトーザー購入 | 5,000 | スキー場整備 | 1,054 |
| 川端線改良 | 398 | 町有林造成 | 3,060 |
| 根子小学校線 | 300 | 土木災害復旧 | 420 |
| 第二中学校 | 349 | 打当内林道用地費 | 110 |
| 上新町排水溝改良 | 143 | 登記所建設 | 3,000 |
| 根子・笑内線 | 70 | 芝森線改良 | 100 |
| 東栗線側溝改良 | 188 | | |
| 積沢線改良 | 70 | | |
| 阿仁合中学校線 | 50 | | |
| 排水 | | 合計 | 60,833 |

43年一般会計予算のうちわけ

| 予 算 科 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較(△減) |
|---------------------|---------|---------|---------|
| 1 町 目 税 | 49,327 | 44,882 | 4,445 |
| 2 自 動 車 取 得 税 交 付 金 | 1 | 0 | 1 |
| 3 地 方 交 付 税 金 | 108,194 | 87,258 | 20,936 |
| 4 交 通 安 全 対 策 金 | 50 | 0 | 50 |
| 5 使 用 料 及 手 数 金 | 2,707 | 2,433 | 274 |
| 6 庫 支 出 金 | 27,263 | 47,883 | △20,620 |
| 7 県 支 出 金 | 14,378 | 10,895 | 3,483 |
| 8 財 産 収 入 金 | 2,770 | 580 | 2,190 |
| 9 寄 附 金 | 3,834 | 1,870 | 1,964 |
| 10 繰 入 金 | 2,114 | 1,750 | 364 |
| 11 繰 越 収 入 金 | 1,501 | 3,000 | △1,499 |
| 12 諸 収 入 金 | 10,464 | 10,112 | 352 |
| 13 町 臨 時 特 例 交 付 金 | 18,600 | 35,800 | △17,200 |
| 分 担 金 負 担 金 | | 1,000 | △1,000 |
| | | 571 | △571 |
| 才 入 合 計 | 241,203 | 248,034 | △6,831 |

| 予 算 科 目 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比較 |
|-----------------|---------|---------|--------|
| 1 議 員 会 務 費 | 8,725 | 7,544 | 1,181 |
| 2 総 務 課 費 | 42,410 | 36,186 | 6,224 |
| 3 民 生 課 費 | 27,208 | 24,347 | 2,861 |
| 4 衛 生 課 費 | 7,133 | 6,458 | 675 |
| 5 農 林 水 産 課 費 | 169 | 204 | △35 |
| 6 農 業 課 費 | 39,299 | 34,257 | 5,042 |
| 7 商 工 課 費 | 1,638 | 1,158 | 480 |
| 8 土 木 課 費 | 19,648 | 20,708 | 1,060 |
| 9 消 防 課 費 | 5,879 | 3,396 | 2,483 |
| 10 教 育 課 費 | 61,149 | 97,439 | 36,290 |
| 11 災 害 復 旧 費 | 431 | 21 | 410 |
| 12 公 債 償 還 費 | 18,346 | 13,381 | 4,965 |
| 13 諸 支 出 費 | 7,630 | 2,015 | 5,615 |
| 14 予 備 金 | 1,538 | 919 | △619 |
| 前 年 度 繰 上 充 用 金 | 0 | 1 | △1 |
| 才 出 合 計 | 241,203 | 248,034 | △6,831 |

総額 2 億 4 千 120 万円 一般会計

昭和43年度阿仁町一般会計の予算は、総額で2億4千120万円です。昨年度に比較して683万1千円の減となっております。これは統合中学建築費の減によるものです。

| 会 計 区 分 | 本年度予算 | 前年度予算 | 比較△減 |
|-------------|--------|--------|-------|
| 農 業 共 済 | 6,249 | 4,250 | 1,999 |
| 国 民 健 康 保 険 | 35,396 | 32,750 | 2,646 |
| 中 村 診 療 所 | 1,096 | 1,785 | △689 |
| 阿 仁 合 財 産 区 | 6,293 | 4,146 | 2,147 |
| 大 阿 仁 財 産 区 | 1,930 | 1,194 | 736 |
| 病 院 会 計 | 68,222 | 63,023 | 5,199 |

特別会計予算

△請願の採択
次の各請願が採択されました。
1、上新町東裏町道に速かに排水測溝を設置されたい
2、冬期間交通確保のため畑町より畑町社宅に通ずる道路を拡巾し、冬期間の除雪を完全に実施してほしい
3、中村地区公民館の改築をしたいが、第二中村校舎を無償交付されたい。
4、商工会育成のため、昭

定例議会で決つた主なる事項

和四十三年度町助成金の増額をはかられたい。
△各会計の予算補正
一般会計をはじめとし、中村診療所、阿仁合、大阿仁の各財産区の特別会計の最終予算補正が行なわれました。一般会計では六十万五千円を減額し、その結果昭和四十二年の阿仁町の一般会計予算額は二億七千八百四十五万一千円となりました。
△議員の報酬及び費用弁償について
阿仁町議会議員の報酬及び旅費が次の通り改正な

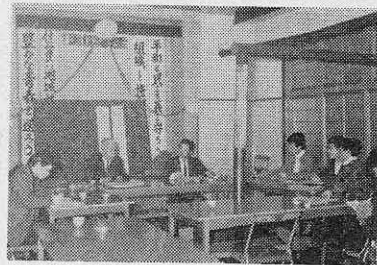
ました。
議長、月額二万円(一万七千円)・副議長一万八千円(一万五千円)・議員一万七千円(一万四千円)
・旅費宿泊料として一泊、県内二千五百円(二千円)・県外三千円(二千五百円)カッコー内は改正前
△特別職の非常勤のもの報酬及び費用弁償について
監査委員月額千四百円(千円)・選挙管理委員、委員長月額一万二千元(八千二百円)委員一万円(七千二百円)委員一千元(七千円)・農業委員、会長月額一万九千元(一万三千元)会長代理一万七千元(一万二千元)委員一万六千元(一万一千円)・病院運営委員及び国保運営協委員、会長月額九千元(六千元)委員六千元(四千元)・固定資産評価員月額八千五百円(六千元)同審査委員月額四千元(三百元)・民生委員月額四千五百元(三千元)・公民館運営審議委員月額四百元(三百元)・公民館長月額一万六千元(一万五千元)・社会教育委員月額四千五百元(三千元)・体育指導員月額四千五百元(三千元)財産区委員、委員月額一千元(七千元)委員九千元(六千元)・その他特別職の職員、月額(月額一万円以内において町長が定める額)以上
・カッコー内は改正前
△町三役及び教育長の給与旅費、並び教育委員の報酬と費用弁償について
町三役の給与が次の通り改正なりました。
町長月額九万五千円(七万八千円)・助役八万円(六万五千円)・収入役七万三千円(五万九千円)
・宿泊一泊県内二千五百円(二千円)、県外三千円(二千五百円)に改正
・教育長の給与、月額七万三千円(五万九千円)
宿泊は三役に同じ
▼教育委員の報酬、委員長月額三万円(二万一千円)委員二万六千元(一万八千円) 宿泊は教育長に同じ
△消防団の報酬について
消防団の報酬が次の通り改正なりました。
団長月額一万元(五千元)・副団長六千元(三千元)・分団長三千五百元(二千五百元)・副分団長二千五百元(二千円)・部長千八百元(千五百元)・班長千四百元(千二百元)・団員千円(千円)
△職員の旅費の改正
役場職員の旅費が次の通り改正なりました。
宿泊一泊、一般職員県内二千円(千七百円)・県外二千五百元(二千円)・その他の職員県内千七百円(千五百元)・県外二千二百円(千八百元) (五面へつづく)

全町青年問題研究集会

すくれた個人より 社会の求める人となろう

複雑な現代社会の中で青年の直面する問題を解決しようとして、全町青年問題研究集会が三月十六、七の両日公民館で開かれました。講演、講義と実技、座談会、分科会でそれぞれ「生活を高める為の学習」「会組織の強化」「文化、および奉仕活動」など、青年の社会問題について熱心に話し合いました。

講師、助言者には、県社教の渡辺ひろし、高田準平、藤正俊の諸先生と、阿中の湊校長先生があたり、ひざまをまじえての分科会では身近な問題を真険に討議する



姿が印象的でした。会組織の矛盾と困難を克服し、青年会の正しい位置づけと、又人間的には個人としてすぐれるより、社会に役立つ人間にならなければと総括がなされました。

年金コーナー (お知らせ)

国民年金保険料の納付方法が、43年4月分から納付書(令書)方式にかわります。

納付方法が変わりました

いままでは窓口で印紙購入の上納付されていましたが、4月から納付書(令書)の発行により、皆さんがもつとも手近な役場又は指定金融機関(秋田銀行阿仁合支店)並に、支所管内は支所窓口、それぞれ都合のよいときに払い込むことが出来る、いわゆる自主納付の方法が実施されます。(但し、これまで地区協力員に納付されている方は、いままで通り協力員が収納します。)

国民年金は老後や不慮の事故から国民の生活を守るという社会保障の精神にもとづく制度で、我が国では一人残らずどれかの公的年金制度に加入しているということになっています。

そのしくみとねらいは、お互いが助け合う相互扶助に加えて国が大きな財政上の援助をして国民全体の幸せを築きあげようというところにあります。

被保険者の皆さん、又、まだ加入されていない人たちも、自身の老後と、不慮の事故にそなえて、自主納付をされますようお知らせ致します。

尚、4月から、皆さんお手元の年金手帳は役場で保管致しますので、近く係員がとりまどめに巡回しますので、その折はよろしく、ご協力お願い致します。

3月分までの国民年金保険料をまだ納めていない方は、直ちに納付されますよう、ご連絡申し上げます。

「鍵つ子」対策と 児童図書館の開設

四月一日より、小学校低学年で日中家庭が留守になり、家に誰も居らない「鍵つ子」の勉強や遊びのコーナーのために又小中学生で辞典、参考書で勉強したい児童生徒のために、児童図書館を開きます。利用される方は幼稚園明照園までお申出下さい。

又、各家庭で押入れ、物置に眠っている小中学生の参考書や児童図書、なんでも結構です。ありましたら児童図書館のためにご寄贈下さい。

- ▲本を寄贈された方
小学生参考書 三十六冊
少年少女図書 六十冊
少年少女雑誌 二十冊
畑町 加藤伍一様
〃 〃 智子さん
〃 〃 純一くん
幼児向け絵本 二十三冊
三兩 田原敦くん
〃 保育園へ園児着替用として上着一枚、ズボン三着 上新町 珠井証志君より

- ▲手数料の一部改正
政令により、従来まで一件につき四〇〇円であった役場の各種証明(印鑑証明、戸籍抄本、謄本など)の手数料が五〇〇円に改正になりました。
- ▲出産手当等の増額
阿仁町国保条例の改正により、町の国民健康保険加入者には次の通り給付が行なわれます。
被保険者が出産したとき 助産費として三千元(二千元)、死亡した時は三千元(二千元)、育児手当として二千元(千二百円)
〃カマコ内は改正前〃
- ▲農業共済賦課単価の改正
阿仁町農業共済の賦課単価が次の通りとなりました
▼水稲十アール当り一七〇円
▼同防炎賦課金十アール当り五円
▼家畜賦課金共済金額千円当り十二円
同防炎賦課金一円
▼均当割賦課金、加入者一人当り百円

- ▲町道の認定
新しく町道として次の各線が認定となりました。
▼笑内線五〇〇米
▼比立内川端線四五〇米
▼病院線一一八米
▼上俗線三〇〇米
- ▲固定資産評価審査委員
阿仁町固定資産評価審査委員に次の両氏が選任されました。
石川福太郎 笑内 辻 良藏 新町
▲監査委員の選出
阿仁町監査委員が次の通り選任されました。
菅原 利男 下新町
▲選挙管理委員
選挙管理委員同補充員の改選により、次の通り選任されました。(任期四年)
▼選挙管理委員
山田 直治 畑町
飛沢 奥松 下新町
梅村 教吉 大町
木沢六太郎 比立内
▼同補充員
柴田 光頭 戸島内
梅井 庄藏 吉田
石川福太郎 笑内
高橋亀五郎 畑町

▲固定資産評価審査委員
阿仁町固定資産評価審査委員は参加下さい
交通安全阿仁支部総会
総会を行ないます。
該当者は、各車の運転免許有者、およびバイク、耕運機、軽自動車、普通車、大型自動車の所有者全員となっております。

◎期日 四月二十八日(日)
午前十時三十分
◎ 阿仁町公民館で

農作業は協定賃金を励行しましょう

昭和43年春の協定賃金表

| 水田作業 | | | 畑作業 | | |
|----------|--------|----------|-------------|--------|---------|
| 作業名 | 基準額 | 備考 | 基準作業名 | 基準額 | 備考 |
| 耕起 耕転機 | 1,500円 | 10アール当り | 耕起 耕転機 駆動型 | 1,200円 | 10アール当り |
| 代かき 耕転機 | 1,000円 | 10アール当り | 整地 耕転機 テーラ型 | 1,000円 | 10アール当り |
| 田植 | 650円 | 男 女 間わず | 普通畑作業 | 550円 | 除草種 除取播 |
| 除草 | 650円 | " | | | |
| 葉草散布 背負式 | 1,500円 | 1ヘクタール当り | ※いづれもまかないなし | | |

- ◎ 1日は休憩時間を除く8時間労務を原則とする
- ◎ 賃金でない賄支給の仕方は必ず全廃のこと
- ◎ 田植、除草、普通畑作業など標準作業は男女差をつけないこと



高田さん表彰による
行政相談委員として
阿仁町の行政相談員である下新町の高田鉄雄氏はこの度、東北管区行政監察局長賞をうけられました。これは、行政相談委員としてその業務に精励し、行政の民主的運営に著しい功績を挙げたことに対して表彰されたものです。国の行政に関する苦情、意見要望等がありましたらいつでもご相談下さい。高田鉄雄氏の住所は阿仁町下新町(電話三〇番)です。

「みんなで防ごう・新入生・園児の交通事故」

これからが多くなる

新しいランドセルを背に「行ってまいります」と、元気に家を出た子供が、悲しい交通事故の犠牲者となつては大変です。これからは、子供の事故の最も多くなる時期です、事故防止のため、特に次のことに気を配るようにしましょう。

- 1、道路は右側を通るよう
- 2、急ぐからといって、道路を斜めに横ぎることはキケンです。
- 3、道路で遊ぶことは最もキケンです。
- 4、横断歩道を通るときでも、右左をよくみて渡るようにしましょう。
- 5、道路を数人で並んで歩くこともいけません。

善意

町社福協に 香典返し

次の方々より、町社会福祉協議会に香典返しとしてご寄付なりました。
▼下新町安保高俊氏より故安保ケウ氏の香典返しとして、二万円。
▼荒瀬高橋慶太氏より、亡妻スエ氏香典返しとして一万円。
ご芳志厚くお礼申し上げます。

△役場人事移動▽

- ◎ 総務課勤務 山田直義(経済) 山田尚(民生) 宮越昌子(教委)
- ◎ 税務課勤務 工藤馨(民生) 畠山喬(経済) 吉川将祥(土木)
- ◎ 民生課勤務 庄司直紀(総務) 坂本菊枝(〃) 魚住吉二(〃) 宮越貞範(税務) 三浦小二郎(経済)
- ◎ 経済課勤務 齊藤市蔵(税務) 湊信子(民生) 渡部博(支所) 湯沢淳一(〃)
- ◎ 土木課勤務 石田一男(民生)
- ◎ 教委勤務 松橋賢悦(支所)
- ◎ 病院勤務 浪岡敬子(民生)

お知らせ

- 特別弔慰金…期間は5月31日まで
昭和40年6月1日より請求手続きの始まつた特別弔慰全請求は、5月31日で時効になります。請求権のある遺族の方は早急に手続きをすまして下さい。
昭和41年8月の法改正により(遺族の範囲拡大)該当した遺族については、なお今後一年間請求期間がありますが、該当者はなるべく早く忘れず請求手続きをして下さい。
- 引揚者交付金請求について
引揚者交付金請求の受付をしていますが、未だ手続きをすまされていない方がおるようです。至急役場民生課にご連絡下さい。
尚、該当者は次の通りです。
1、外地に一年以上生活の本拠を有した者
2、昭和20年8月15日現在外地にあり、同日以後死亡した者
3、引揚者全員(昭和32年引揚者給与金受給者)
- 所得税確定申告について
所得税の確定申告はお済みですか、まだ申告をしていない方はいまずに「期限後申告書」を提出して下さい。
また、提出した申告書のまちがいを発見した方は「修正申告書」を提出するか、又は「更正の請求」を5月15日まで税務署に提出して下さい。

募集 標語 議員 参選

参議院議員の選挙が明るく正しく行なわれるようみなさんの標語を募集します。奮って応募下さい。

- 一、募集〆切 昭和四十三年四月二十日(当日消印有効)
- 二、用紙 官製はがき一枚一句 一人二枚まで
- 三、発表 五月八日新聞、放送で
- 四、送り先 東京都千代田区平河町二の六 麹町会館内、明るく正しい選挙推進全国協議会

- ◎ 採用 湯沢淳一、伊東昇一(経済) 佐藤エミ(保育所)
- ◎ カッコ内は旧職 小) 松橋靴子(〃) 吉田ヒロ子(阿中) 渡部節子(鍵ノ滝分校) 金沢静子(阿小) 宮越芳子(寄宿舎) 佐々木里子(〃) 西根周子(大阿仁小) 佐藤美智子(〃) 三浦弘子(中村小)
- ◎ カッコ内は勤務先

とじて保管して下さい。